

2014年11月17日

大仙市議会
議長 橋村 誠 様

陳情者

秋田県平和委員会
代表理事 川野辺 英昭



〒010-0001 秋田市中通 7-2-21

Tel 018-887-3636 Fax 018-887-3639

集団的自衛権容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく
法整備等を行わないよう関係機関に意見書を提出することを
求める陳情

陳情理由

7月1日、安倍政権は、世論調査にも示されているように、多くの国民の慎重審議、反対の声を押し切って、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を強行し、関連する法律の整備、立法化に着手しました。

閣議決定は、日本が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係がある他国に対する武力攻撃が発生し」、これが「わが国の存立が脅かされる」などの「明白な危険がある」などと時の政権が判断すれば武力行使ができると、他国の戦争に参加する集団的自衛権の行使が可能だとしています。

これまで歴代政府は、半世紀以上にわたって、憲法9条の下では集団的自衛権行使はできず、もし行使するならば憲法9条の改定が必要としてきました。

集団的自衛権行使容認という、憲法の基本原則に関わる重大な変更を、国民にはかることなく、憲法に定められた手続きに従うこともなく、しかも憲法99条で憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは、立憲主義を否定する民主国家にあるまじき行為と言わねばなりません。



昨年12月の「特別秘密保護法」に続く今回の閣議決定にたいし、「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうに」（憲法前文）という誓いが破られるのではないかという深い懸念が広がっています。わが国は、憲法9条の立場を曲がりなりにも堅持してきたからこそ、戦後一貫して戦争の犠牲者をださず、国際的な信頼をも勝ち得てきました。半世紀以上にもわたって積み重ねてきた憲法解釈を変えることは、アジア諸国との間にあえて緊張状態と敵対関係を強めるものであり、国際紛争の平和的解決のために努力している国際社会の流れに逆行するものです。このような懸念から、閣議決定のあとの世論調査でも、集団的自衛権行使容認に反対する声は半数を超え、集団的自衛権の解釈変更にたいする地方議会の反対・慎重意見書は220以上に広がっています。

以上の理由により、国に対し、集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備を行わないことを強く求めるものです。

陳情事項

集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、閣議決定にもとづく法整備等を行わないことを求める意見書を政府及び関係行政官庁宛に提出してください。

